

議員全員協議会会議録

令和 3 年 6 月 2 日

宮 古 市 議 会

令和3年6月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(6月2日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	6
協議事項(3)	7
閉 会	14

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和3年6月2日(水曜日) 午前11時49分
場 所 市議会 議場

事 件

〔協議事項〕

- (1) 「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書」について
- (2) 令和3年度の議会報告会の方針について
- (3) 市議会関係例規の改正について

出席議員（22名）

1番	白	石	雅	一	君	2番	木	村	誠	君	
3番	西	村	昭	二	君	4番	畠	山	茂	君	
5番	小	島	直	也	君	6番	鳥	居	晋	君	
7番	熊	坂	伸	子	君	8番	佐々木	清	明	君	
9番	橋	本	久	夫	君	10番	伊	藤	清	君	
11番	佐々木	重	勝	君	12番	高	橋	秀	正	君	
13番	坂	本	悦	夫	君	14番	竹	花	邦	彦	君
15番	長	門	孝	則	君	16番	落	合	久	三	君
17番	松	本	尚	美	君	18番	加	藤	俊	郎	君
19番	藤	原	光	昭	君	20番	田	中	尚	君	
21番	工	藤	小	百合	君	22番	古	舘	章	秀	君

欠席議員（0名）

なし

議会事務局出席者

事務局 長 下島野 悟 次 長 前川 克 寿
主 任 佐々木 健 太

開 会

午前11時49分 開会

○議長（古舘章秀君） おそろいようですので始めたいと思います。ただ今までの出席は22名でございます。会議は成立しております。これより議員全員協議会を開会します。本日は教育民生、産業建設合同常任委員会から、6月定例会議中の発議を予定しております意見書案についてその協議に係る説明があります。また、議会運営委員会からは、令和3年度の議会報告会の方針について及び市議会関係例規の改正についての2件についてその協議に係る説明があります。議事のスムーズな進行に皆様ご協力をお願いいたします。それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

協議事項（1） 「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書」について

- 議長（古舘章秀君） 協議事項の1、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書についてを議題とします。教育民生、産業建設合同委員会から説明願います。慣例により熊坂教育民生常任委員会委員長から説明をお願いいたします。熊坂委員長。
- 教育民生常任委員会委員長（熊坂伸子君） それでは意見書案について説明をいたします。まず教育民生常任委員会と産業建設常任委員会との合同で提案するに至りました経緯について、産業建設の委員長から経緯を説明いたします。
- 議長（古舘章秀君） 佐々木産業建設常任委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（佐々木重勝君） 着座のまま説明させていただきます。それでは本意見書に至るまでの経過について説明をさせていただきます。このたびの東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出の決定が報じられましてから、議長よりこのことについては大きな問題であると。岩手県議会においても意見書が提出されるなど、あるいは関係団体、沿岸自治体においても動きが出てくるようだが、まず、漁業に与える影響となれば産業建設かと思うが、委員会で諮ってみてくれないかと、というような指示がございました。そのことを踏まえまして去る5月9日でございますが、委員会を開催し、協議事項として話し合ったところでございます。委員会といたしましては、必要性はあるということでございますが、福島原発処理水海洋放出となれば、漁業に与える影響のみならず、全体的問題で関係する委員会と合同で取り組むべきではないかというような委員会としての結論に至ったところでございます。そのことを踏まえまして議長に報告をいたしました。その後において、教育民生常任委員会あるいは産業建設の委員会の正副委員長により、意見書の必要性について確認したところでございます。続きまして合同委員会を開催し協議いたしました。委員からはそれぞれいろいろな内容の話がされました。内容としては勉強をした中で急ぐべきではないというようなご意見もございましたし、あるいは意見書としてはやっぱりタイミングという部分が必要なんだと、タイムリーな対応が必要なんだというような声もございまして、大分多かったところでございますが、意見書を提出する必要性についてそれぞれ個々に確認をさせていただいたところでございます。その後意見書の必要性という部分で一致したところで、次は意見書の内容という部分をそれぞれ一口に言って県議会においては、放出について住民に十分な説明が必要ではないかというような意見書。あるいは、処理水の海洋放出の決定は撤回するべきであるというような2通りの意見書がございまして、それぞれ個々に皆さんからお諮りした中で、放出撤回を求めるべきではないかというような意見書のほうにいったところでございます。個々にはそれぞれ中には、

立場上、海洋放出の決定の撤回については悩むという委員の方もおられました。合同委員会としては海洋放出決定の撤回という内容に決定で、そういう意見書の内容に決定したところでございます。委員会として、まとめて次回委員会までには、お互いに勉強のため、関係する資料をそれぞれ持ちよりましょう。あるいは意見書のたたき台として、正副委員長により、意見書の原案を作成して次回の委員会に出すべきだということの結論に至ったところでございます。その後の合同委員会を開催いたしまして、関係資料の説明を受けるとともに、それにより、それぞれ事務局より配付された意見書の原案について修正を加え、さらには委員会としての最終決定を委員会終了後において、また両委員会の正副委員長で委員から話されたことを踏まえて、委員会としての最終決定を見たところでございます。それから、最後に意見書としての発議者でございますが、事務局より説明がございまして、合同においてそれぞれ取り組んできたことによりまして、合同委員会としては発議にはなれないと。過去に例がないということで委員会として発議するのであれば、どちらかの委員会に決めていただきたい、もしくは議員個々の発議とするような2通りの説明がございまして、それぞれ合同委員会の中で協議いたしましたところ、協議の結果、両委員会の正副委員長の個人名での発議とすることに皆さんの合意を得たところでございます。以上がこいつままでの経過、経緯でございますのでよろしく願いいたします。

○教育民生常任委員会委員長（熊坂伸子君） 佐々木委員長から、本日、意見書案を全協にご提案させていただくところまでの説明をいただきました。意見書案の内容につきまして私のほうから説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。提出先は衆参両院議長ほか関係大臣でございます。意見書案の内容につきましては短文でございますので朗読をさせていただいて説明にかえさせていただきます。東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書。東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備で処理された水、以下あるアルプス処理水という。の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法を確立するよう要望する。理由。政府は福島県漁業協同組合連合会の要望に対し、アルプス処理水について関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない旨明確に回答しているが、関係する漁業者の理解を得ることなく回答を覆し、海洋放出を決定したことは、漁業を基幹産業としている本市を含む全国の漁業者及び被災地の人々の思いを踏みにじるものである。具体的な風評被害対策が示されないまま、将来実際に海洋放出が行われた場合、自然環境への影響も懸念され、サケやサンマ、イカといった基幹魚種の不漁コロナ禍での販路喪失等、復興途上にある本市の水産業に多大な打撃を与えることは容易に想像されるものである。よって、科学的に安全性が確立されていない段階での海洋放出はやめるべきである。併せて、政府決定に至る過程で、技術的に不可能とされたトリチウムの除去についても積極的技術開発に取り組み、安全な処理・保管方法を確立するよう強く求める。上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。このような内容でございます。以上で説明を終わります。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。皆さんにお諮りしたいと思います。12時を過ぎましたが継続して審議していかどうかその辺の部分をお伺いしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） はい。それじゃあ継続して審議したいと思います。この件について何かご質問があれば挙手願います。田中尚君。

○20番（田中尚君） はい、ちょっと疑問がございます。それは理由の中の中段、具体的な風評被害対策が示されないまま、ここの部分なんです、この4行、具体的な風評被害対策を示されないままから4行の部分ですね。これ私はちょっと文章的にもいかなものかなと思って拝見させていただいてました。それは何かと

ますと、仮に具体的な風評被害対策が示されれば、自然環境への影響が生じないのか、という疑問が私は生じます。従いましてこの4行は私は削除すべきだ、というのは私の結論であります。もう一度言います。具体的な風評被害対策が示されれば、自然環境への影響が懸念されないのか、という疑問が生じる文章だということを目指したいと思うんですが、私の意見はそういうことであります。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい。今、総務常任委員会の委員であります田中委員からも話がありましたが、その前に私はこの意見書案を策定するに当たってのやはり経過、経緯ですか。これ単に、宮古市だけではないと思うんですが、特に被災地。被災地の自治体に放出するということは非常に大きな影響を全体的に与えると思うんですね。所管が当初スタートで産業建設、そして環境ということで教民さんということですが、私はやはりこれはそういったその所管という範囲をはるかに超えてる大きな課題だと思うんですね。単なる水産業だけに影響を与えるだけではなくて、宮古市全体の経済に、当然この宮古市がこの震災後に復興という部分がありますけれども、全体的に私は影響を受けるものということで、案を出して今日に至ったというふうについては、敬意を表したいと思いますし、尊重したいと思うんですが、一言、常任委員会の所属として皆さんに申し上げておきたい、そのように思います。そしてその上でこの文言なんですけれども、田中議員がおっしゃるのもこれは筋論だと思いますし、また前段でこの要望するという言葉を使ってるんですね。後段には強く求めるっていう部分がありますね。これはもうどちらかに統一するべきだと思いますし、要望するということになると、ちょっとこうニュアンス的には弱いかなと。やはり強く求めるのであればしっかりとそこをはっきり強く直すべきだと。修正をすべきだというふうに思います。その風評被害云々についての記述に関して、施策、対策が示されればというふうについても、田中委員の意見から出ております。私も同感であります。以上です。

○議長（古舘章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 田中議員、そして松本議員が指摘をした点、私も同感であります。一つはやっぱり要望と強く求める、ここは整合性をとるべきだと。それから田中議員のほうから指摘あった具体的な風評被害対策が示されないまま、つまりこれを読むと、被害対策が示されればどうなるの。言わば国のほうから、そうすれば海洋放出を認める、というそういう理解もある意味、この文言が入ることによってできるわけです。従って私は、合同常任委員会の撤回ということであるとすれば、ここは私は具体的な風評被害対策が示されないままから将来までを削って実際に海洋放出が行われた場合、ここにつなげるか。あるいは田中議員がおっしゃった4行は削除と。こういった選択をすべきではないかというふうに思います。全体的にはこの間の合同常任委員会私も傍聴をしてまいりましたけれども、海洋放出を撤回ということについては私も大賛成でございますのであとはその理由の文言を少し整理をして整合性がとれるようにすべきではないかということをお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ほかになければ質問を終わります。ただいま指摘がありました件につきましては、教育民生、産業建設合同委員会におきましては、本日の指摘事項等を検討された上で最終案の調整を行い、私まで報告をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。なお今定例会中に本案が議案として提出された場合には、会議規則35条2項ののっとりまして、委員会への付託は行わず、6月4日の定例会議最終日に本会議で審議することとしたいと思いますが、皆様異論がなければこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異議なしということでございますので、それではこの件につきましてはこれで終わります。議会運営委員会の皆さんもお手数ですが、協議事項の2、3の資料を持ちながら説明者の入替えをしていただきたいと思います。産業建設の正副委員長さん大変ご苦労さまでした。

○

協議事項（2） 令和3年度の議会報告会の方針について

○議長（古舘章秀君） 次に協議事項の2、令和3年度の議会報告会の方針についてを議題とします。橋本議会運営委員会委員長から説明願います。橋本議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） それでは議会運営委員会から、今年度の議会報告会についての報告をさせていただきますと思います。まず今年度の議会報告会については、議会運営委員会で今後どうするかということで協議をいたしておりました。そのことについて方針が決定しましたので、この間の経過や各委員会からの意見とともに、議員の皆様へ報告したいと思います。資料をご覧くださいと思います。まず議会運営委員会での今後の検討の経過についてでございます。今般、7月に開催を予定しておりました議会報告会について、時期の問題とか会場の予約等の問題も含め、あらかじめ早い段階で協議をしようということで、3月下旬から議会報告会の在り方を検討してまいりました。それで例年の11月に開催している各地域での報告会は、実施する方向で協議を進めていた中で、さらにその前段に行われますワークショップ形式の報告会を7月に実施しようということで、2年前に開催はしているわけなんです、開催に向けてもいろんな課題点があるということで、協議をまいりました。その中でもし進めるのであれば、テーマの明確化とかPDCAサイクルを反映させるために、どのような形で持っていったらいいのか、さらにコロナ禍での3密対策等をどうしたらいいのかということで、検討を進めてまいりました。そのことについて議会報告会を中止した昨年と比較しながら、まず感染状況が好転しないことから、1ヶ所に多人数を集めるワークショップ形式は困難ではないか。さらにその対応策として、常任委員会単位で開催出来ないかなどの協議をしました。この委員会のテーマについては各常任委員会の皆様へお願いして協議をしていただいたところでございました。そういった経緯を含めて、4月23日に議会運営委員会で正副委員長を招き、議運の考え方を説明するとともに意見を聴取したものでございます。そして各委員会での協議の要請を行ったところでございます。そういったことを踏まえまして、議会運営委員会からの問題提起に対して各常任委員会からは、議会報告会の開催形態としてあり得るとの認識をいただきました。これは委員会単位での議会報告会です。それにおいて、委員会、常任委員会中心での開催は一定の理解を得たものと判断しております。一方で、委員会からはコロナウイルス感染症の拡大下で、議会報告会を開催することの是非、懸念が多く出されておりました。この点は重く受け止めているところでございます。それによって結論といたしまして、以下のことから本年度の議会報告会は次のとおり取り扱うこととしたいと思います。結論1、7月から8月上旬開催予定していた議会報告会は実施を見送ることといたします。2、例年11月に開催していた議会報告会は開催を目指すこととしております。9月議会の報告と地域課題の意見交換ができるよう、感染防止対策等の検討を行うとするものでございます。ワクチン接種等の状況も踏まえて一応11月は開催を目指していこうとしているところでございます。さらに3点目として常任委員会中心の議会報告会については、今後も議運で研究、検討を継続してまいりたいと思います。常任委員会から出された問題点などを克服し、具体化を目指すのが各常任委員会においても在り方や課題について引き続き議論を行うようお願いをしたいと思います。よって、7月、8月開催予定の議会報告会は、今回は見送らせてい

たきます。それからあわせて、資料の2で報告をさせていただきます。今回委員会をテーマとした議会報告会の開催について皆様からアンケートをいただきました。まず問1として、7月下旬、8月上旬にかけて開催を検討している議会報告会で行う市民との意見交換について、貴常任委員会の調査研究に沿ったテーマを共有、提供出来ますか、ということで、3つの常任委員会ともできると回答をいただきました。それで、設問に上記のことについて貴常任委員会での検討において特記すべき意見や経過がありましたらお書きくださいということで、以下の意見をいただいたところでございます。先ほども説明したとおり、常任委員会での議会報告会については、皆様からおおむねその方向はありうるというようなことをいただいておりますので、今後、議会運営委員会としてはその在り方とか持って行き方、その開催の方法については協議をさせていただきながら、また新たな議会報告会、ワークショップ形式等も含めて、協議をさせていただきたいと思っておりますので、以上、よろしく願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問あれば挙手願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） なければこの件についてはこれで終わります。

○

協議事項（3） 市議会関係例規の改正について

○議長（古舘章秀君） 次に協議事項の3、市議会関係例規の改正についてを議題とします。橋本議会運営委員長から説明願います。橋本議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 皆様のお手元にあるのが、議員全員協議会資料3でよろしいですね。はい。資料見ていただきたいと思いますが、今回、議会運営委員会では、基本条例等それから委員会条例等で新たに改正を提案したいものがございましたので説明をさせていただきたいと思っております。まず（1）宮古市議会基本条例についてでございます。これについては、第6条に正副委員長会議を追加するというので、条例を改正をさせていただきたいと思っております。これまで会議はなされておりましたが、具体的な明確な位置づけがなされておりましたので、ここに改めて正副委員長会議、これ次のページに示されてますが、このように改正をしたいと思っております。これ続けて説明してよろしいですね。まず第1点目が、議会基本条例に正副委員長会議を追加するというのでございます。次に第2点目、これは宮古市議会委員会条例でございます。これについては、第12条に新たに設けたんですが、これまで議員は、事故のために出席出来ないときはその理由をつけて届け出るということが示されていたんですが、この事故っていうのが非常にどういうものかっていうのがなかなか曖昧な規定でありましたので、改正後はこの事故を公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者等の出産その他やむを得ない事由のためということとちょっと事故のところを文言を整理させていただきました。それから加えて、委員は出産のために出席出来ないということも、以前からも規定はされておりました。ただこの場合、日程を定めてということとその日程を定めることがどのぐらいということが、明記をされていなかったものでございまして、改めて全国の事例等も踏まえて、出産予定の8週間、それから多胎妊娠の場合によっては14週間という、8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間においてということ、この日程を定めて、出産等に対してはこのような形で明記をさせていただきたいということでございます。それから、次が3点目でございます。宮古市議会会議規則でございます。これも3ページ目に示しておりますけれども、委員会条例と同じく、会議規則のほうも一緒に整理しなければならないので、先ほど言った事故のための欠席の事由については、このように先ほどの委員会条例と同様に、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者

出産、そういった文言をつけさせていただいて、それから出産の産前産後の欠席についても、日数を明記したということでございます。続きまして、宮古市市議会正副委員長会議の運営規程も新設をしまして、新たに正副委員長会議の運営規程を設けたということでございます。これ4ページ目に規程を示されておりますので、正副委員長会議が示されたことでこういうふうな運営規程も作らせていただきました。今ちょっとプリントの訂正の部分があったので、正しい方は1枚もののほうでご覧いただきたいということでございます。これが正副委員長会議運営規程でございます。これまでが新たに改正条例として提案するものでございますので、本会議での議決を通して、改正を行うなければならないってことになっておりますので、まずこのことをご理解いただければと思います。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 資料の2ページをお開きください。宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例の中で、これはご案内のように先ほど委員長のほうから説明ありましたが、全国市議会議長会等でも、言わば議員の出産、介護等々に関わっての規則、条例等々の改正をするようにということで、宮古市も同様に定めたいというものでありますが、この第12条の2項で、出産予定日の8週間から出産の日後8週間の規定をいたしてございます。全国的には出産の前6週、出産後8週としているところが多いわけでありまして、つまり、労働基準法等で産前産後休暇6週、8週という規定もございますので、そういう規定をされているところがございますが、当市議会では市の職員の産前産後休暇が8週間8週間というふうになっておりますので、ここの整合性をとったほうがいいだろうということで、8週8週というふうに提案をしようということにいたしましたので、そこについても全国的には6週8週が多いんですけども、宮古市では市議会で8週8週にしたい、こういう提案内容でございますので、ここもあわせてご説明申し上げてご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（古舘章秀君） ただいま新たに改正を提案するものについての説明が終わりました。この件について何かご質問あれば挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 全体的には、ぜひ早めにやるべきだという意見は以前にもちょっと委員長に申し上げたので、出産に関しては特にいいと思います。ちょっと確認したいのは委員会条例もそうですし、会議規則もそうなんですが、欠席の届出の中身なんです、その他やむを得ない事由という部分がね。事故からは明確にしたんだけど、さらに不確定の部分があるということになりますね。これがあることによって、ケースバイケースというのがあるのかもしれませんが、これ以前にもちょっと課題としてどうするかっていうのはルールとして確立しているかどうかちょっと頭にはないんですけども、いわゆる仏様ですね。仏事。ここが非常に曖昧なんです。最近でもご案内のとおり、複数の議員さんがそういう火葬とか仏事に関連して欠席してるということで、やはりこれはちょっともうちょっとしっかり全体で確認をしなければ、この範囲の中にもう入ってしまったのかどうか。そこをちょっと確認したいです。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 今、松本委員がおっしゃったようにこのやむを得ないこと、やはり冠婚葬祭。そういうのがやっぱりこう想定されるような流れで今まで来てるんで、明確には私も答えられないんですが、そういうことがありうるって想定でやむを得ない事由ということに示しております。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） とすれば、私はやっぱりここの仏事、冠婚葬祭とお祝い事もあるのかもしれませんが、

そこについてはやっぱりもうちょっとある程度厳格にやるべきじゃないのかなと。そこはここで示すかどうかは別なんです、ルールとしてね。確認をしたほうがいいのではないかと。要するに、議員としての公務対私的な行事、という部分がどっちを優先するんだということですね。当然私は近い家族とか、一定の範囲の中はこれは当然やむを得ないと思うんですね。ところがそうではない地域とか、広くしてしまうとこれ際限がない。欠席事由になってしまうということですね。だからこれが本当に公務よりも優先するのかっていうことが、皆さん議論する必要もあるかなとは思っています。しかし、ここに全てまた入ってしまうと同じことがずっと継続されてしまうということで、市民有権者からも理解を得られないんじゃないかというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） その辺は議員の判断も求められるかと思いますが、意見の中では3親等以内とかっていう話もあったんですけども、やはりこれ本当に個々の関わる問題も、議員の意識の問題も出てくるのでちょっと皆さんの合意形成を図る意味での協議は今後させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。こっちのほうで協議して皆さんとちょっと合意形成を図れるような何かこう意見も求めていきたいなと思います。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） 今日はこの内容でご理解をいただいて委員会条例ですので、本定例会で提案をさせてご理解いただきたい。今お話があったようにこれは当然今までも議論があったことは周知をいたしております。ただ、じゃどこまでであればいいのか。ここは一つはね、議員間の合意形成が必要だろうというふうに思いますし、親族以外の言わば、友人、知人等の問題、ここはどう考えるのかというところが様々なご意見があるんだろうというふうに思います。ですから、ある意味ここは議員の自主的判断に任せて、議員とすれば公務を最優先しながら、そこを判断を求めてきたというところは、この間の宮古市議会での対応だったろうというふうに思います。ですからそこをさらに明確にすべきだと。何親等とかもう少し冠婚葬祭含めて明確にすべきだということも含めて、ここやっぱり合意形成が必要なんだろうというふうに思います。従って、ここは議運の中でも議論いたしますが、当然皆さんとのキャッチボールもしなきゃならないということだろうというふうに思いますので、一定程度の時間は当然かかってくるだろうというふうに思いますので、今後、市議会としても全体としても議論を進めていくということでご理解をいただいて、取りあえずは一部改正についてはご理解をいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 松本議員のご意見は核心をついた部分だろうと私も受け止めております。なおかつその指摘に対して、これはあくまでも試行期間的な受け止めで取りあえず理解してほしいという説明ではありますが、少なくとも我々議会議員というこの地位、立場は誰もが変わることが出来ない、ということに一つの特色があると思っております。従いましてその部分の判断を議員個々の判断に任せていいのかという疑問は私があります。そういった部分からすると、松本議員が冒頭指摘したようにですよ。その他の事由が入ることによって、せっかくその事故っていう形をいろんな意味で厳格にしていこうという部分が飛んじゃうんじゃないのと全くそのとおりだと思いますので、そこもしっかり議運のほうではご議論なさってほしいなと思います。私の意見は、3親等とかどうとか出ておりますけども、私の場合、私が出れないときには家内に行ってもらおうという形で対応していることを参考までに私は述べたいと思います。以上です。

○議長（古舘章秀君） 先ほど竹花副委員長のほうからこの条例案については、認めてほしいと。今後内容につ

いては皆さんと協議していきたいという説明がありましたが、その方向でよろしいでしょうか。加藤議員。

○18番（加藤俊郎君） 私もこの2条の欠席届のところなんです、今の松本さんと田中さんの指摘のところではなくて、私は疾病っていうところなんです、具体的にお話をしますと、コロナワクチンを接種する日に会議があつた場合、それ多分疾病ではないと思うんですね。例えば人間ドックなんです、人間ドックは医療費控除の対象にはならなくて、人間ドックで病気が発生した箇所については、申告のときの維持費控除の対象にはなるんですね。この疾病っていうところはどういうふうにどの範囲っていうふうに理解したらよろしいのでしょうか。特に今の世の中、人間ドックあるいは身体検査等々については、ずっと前から予約して行くっていうようなことが大きい病院の場合は多いわけですが、その疾病っていうのをどういうふうに理解したらいいのかっていうその辺の議論ありましたらよろしく願います。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） 要するに疾病ですから、これはお医者さんにあなたは病気ですよと、こういうふうに診断された場合というふうに理解をすべきではないでしょうか。その前に病気かもしれないなど。じゃ今から通院して診てもらおうという段階では疾病というふうには言えない。あくまでも疾病という限りはお医者さんにあなたはこういう病気ですよと、いうふうに診断をされた段階以降というふうに理解をして構わない。ですからいろいろな意見があると思います。そういった意味ではやむを得ないっていうね、事情もそういった意味では文言上具体的に全て明記をした場合に、これ以外どうなのと、様々な解釈が出来る。ですから、これは疾病ですけれども、いやちょっと調子が悪いと。従って病院に行くと。病院に通院をしてみたいが、ということでお休みをする方も現実にあるわけですね。ですから様々ないろんな事例が出てくる。疾病ひとつ取っても。ある意味やむを得ないというところは、どこまでね。さっきの冠婚葬祭の問題等もありますけども、やっぱりやむを得ない事情というのはそれぞれによってはある。具体的に文言で全部規定をしても、今言ったようにそれ以外はどうなのと、今いったような疾病以前の問題の通院の場合は駄目なのとか色々出てくるということは、お互いに理解をもらう。ですから、ある意味やむを得ない事情というのは、文言上は必要ではないかという考え方もあるわけですよ。ただそこは全体に合意形成をしなきゃなりませんから。そういうことも含めて理解いただきたい。私は具体的に議会運営委員会で疾病の範囲はという議論はしたことございませんが、お医者さんの診断によって病気ですよ。あるいはケガですよと。こういう場合だろうというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 下島野事務局長。

○議会事務局長（下島野悟君） 竹花議員がおっしゃるとおりなんですけども、全国市議会議長会から、今回の改正に伴っての運用、考え方が示されておりますので紹介させていただきます。疾病につきましては、病気による欠席のほか、けがによる欠席も含まれると解するという考え方が示されておりますので、疾病というのは病気、あるいはけがという、運用上の考え方がございます。

○議長（古舘章秀君） 加藤俊郎君。

○18番（加藤俊郎君） さっきお話したしたんですが、コロナワクチン接種の予定日に、これ現実問題として出る可能性あるんですが、そのときにはどういうことになるんですか。何でもかんでもやむを得ないとなれば基準がないと同じだよ。

○議長（古舘章秀君） この件については、議会運営委員長のほうから今の加藤委員の質問に対しての考え方を。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） そのワクチンの問題はあくまでも疾病ではないと思います。ですので、ここでは適用にはならないと考えます。だからもし本当にだから議論の中でやむを得ないということで、本当

に必要なのか。だから、今回の状況はどうかわかんないけども、私は意識的にもこの日程だったらそこは避けてやっぱり予約日をとってますんで、個人的な考え方とすればね。ですから、できるだけ議会中ですからそこに合わないように日程をずらして、問題であるかどうかはあれですが、やはりそういうふうに関心で意識的にやっぱりそこは避けてとってやっています。疾病とは全く考えておりません。よろしいですか。

○議長（古舘章秀君） 畠山茂君。

○4番（畠山茂君） 私も1点だけ。2ページ目のやっぱり欠席届の部分で確認です。私もサラリーマン経験からいうと、普通病気休暇というのは4日以上休むと診断書を求められたりするんですけども、議員という立場からするとところを読むと、このいろいろな育児、介護とか配偶者出産とかあるんですけど、基本的には本人申出が基本で、例えば後でこの介護、育児にしても、こういうことでこういうあれなんだよという説明だったり、証明だったりっていうのは特段必要ないということなのか。サラリーマンと議員としての認識をちょっと私も勉強不足なんで、そこを確認したいです。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） やはり理由があつての欠席だと思うんですが、その辺のところを明確にして、それが適用になれば、そのとおりなのではないかなと思いますがいかがですか。その理由がつけられないということですか。

○4番（畠山茂君） 欠席事項がありますけど、私がお聞きしたかったのは、例えば介護だとすると介護で休まなきゃいけないといった場合に、本人申出なので、電話してこういうことですよって言ったときに説明を具体的に例えば親のために云々かんぬんだという説明を求められる、説明をする義務があるのかとか、証明が必要なのかそういうことでなくてあくまでもこれで見ると、本人の申出ということなんで、申出だけでいいのかというところ、私ちょっと分からなかったんでこの文章だけでは分からなかったんで、そこを確認したかったです。

○議長（古舘章秀君） 参考までに下島野事務局長のほうから、説明いたします。下島野事務局長。

○議会事務局長（下島野悟君） 先ほどの全国の運用上の考え方の例でございますが、欠席に関する届出の方法や書類、書類というのは例えば医師の診断書などの添付の必要性についてうたってますし、あと育児、看護、介護を欠席事由とする場合のその対象者や欠席期間についての考え方など、こういった具体的な手続においては、各議会において必要であれば、要項あるいは規程で対応することが考えられるというふうに、全国市議会では考えているようですので、皆様がそういうのが運用上必要であれば作ればいいたろうし、要らない、そこまで具体性は要らないのであるという判断があれば、そういった事情で運用可能なのかと思います。それと、その他のやむを得ない事由ということで、いろいろこう広範囲に考えられるわけですけども、基本的に今回の改正はこの書き物によりますと、いわゆる若い方々の議会の参画とか、女性などを多様な人材、人達の議会への参画を促すために、例えば、疾病だけではなくて、育児、看護、介護、こういったのも欠席の事由に取り入れて、若い方々、あるいは女性の参画を促そうというのが、こういった改正の観点にあるというふうになっております。あわせて、忌引き、あるいは災害ということを、ここでは運用上は上げてないんですけども、それは各市議会の状況で決めても差し支えはない。あえて全国の例としてすれば、忌引きや災害のある一定の具体的な日数的なものとか何親等というのは、例示しないと。各市議会にそれはお任せしますという考え方のようです。補足いたしました。

○議長（古舘章秀君） 畠山茂君。

○4番（畠山茂君） 理解をいたしました。一般的にサラリーマン的に経験からいうとこの育児にしる、これか

ら高齢化社会で介護にしる、やっぱり超高齢化でそういうことがどんどん出てくると、私自身も多分そういうこともあるかなと思うようなので、ここはぜひもう1回、議会運営委員会でするかどうかというのは、基準だったりというのご検討いただければと思います。私から以上です。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） まずご理解いただきたいのは、一般のサラリーマン等々議員の身分立場というのは違いがあるということを押さえてください。我々は直接選挙で選ばれております。ですから、病気休暇とかね。身分を失うんですかと、とかそういうことを、それは議員の最終的には出所進退に関わる問題ですけども、そこはやっぱり根本的に違うのだというところは押さえていただきたいというふうに思います。ですから、サラリーマン等々の方々がこういう規定になっているけれども、それが全て議会にも適用をしなければならぬのかと、そういう議論はあるかもしれませんが、根本的にその勤務条件というか、その身分等々の問題は違いがあるということを押さえていく。ですから、議員のそういったものがしっかりと問われる問題も一方にあるんだということなわけですよ。ですから様々な議論もあると思いますが、いずれにしろ今回の趣旨は今下島野事務局長がおっしゃったように女性議員あるいは若い方々が今の状況の中でどう議会参画をできるかという趣旨での全国的なこの条例等々の改正になっておりますので、宮古市議会としても早く6月議会に提出をして、こういう条例にしたいというものですので、いろいろと議論は上がっておりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） 本会議の議決ではない（4）宮古議会正副委員長会議運営規程①新設、新設なので従来はこれはないという理解でいたんですが、先ほど1枚ものでこのホチキスで止まっているほうの運営規程をよく見ますと、令和3年6月単ビラ出来たものは令和3年7月でここまじ違うと…。7月のだけ見ればいいわけだね。そういう趣旨、第1条のここの根本のところ、会議規則第108条第4項の規定っていうのをちょっと不勉強でこれは第4項の規定っていうのは端的に言えば何が書いてあるんですか。

○議長（古舘章秀君） 前川次長。

○議会事務局次長（前川克寿君） 今回の改正に当たっては、事務局のほうで法務的な部分は議会運営委員会の皆様をちょっとサポートして作らせていただきましたので、法務的なところは事務局のほうから答弁をちょっとさせていただきます。この108条に関しましては、協議または調整を行うための場というものを規定している条文でございまして、委員会等の他にただいまこの協議調整を行うための場として規定されているのは、議員全員協議会、これが一つだけ規定しております。これはいろんなことを議会運営を円滑に進めるために、いろいろな会議が想定されるんですけども、その中でここに108条は、このところで設ける協議とか、調整をする場を設ける場合にはここに規定していることによって、これを議会の公的な会議として位置づけて、参加する方々の費用弁償であるとか、公務上の災害などにも対応ができる、正式な公務として扱う会議という扱いができるということになっております。ここに関しては全員協議会が代表的なものなんですけれども、そのほかにまさにこの正副委員長会議でありますとか、あとは災害に対する会議などをここにしている自治体もございまして。たしか市と県の違いはありますけれども、岩手県議会のほうでは災害対策調整会議というのをたしかここ規定に入れて運用があったと記憶しております。この今回正副委員長会議をここに入れることに関しましては、これまで令和2年度を振り返りまして、委員会間の調整を要するようなことといったような場合が何回かございましたので、委員長同士の話し合いとかで合同で持つとかそういったことは考えられるんですけども、

そのほかにやはり3委員会協議を持つとかそういった調整の場が想定されるものですから、頻度としては多くはないかもしれないんですが、この調整の場はやはり全員協議会のほかに必要だということで、今回ここに項目を加えて108条にまず載せると。108条に載せまして、協議調整の場になるんですけども、ここで規定されているのが108条は名称と目的と構成員と招集権者、この4点だけしか定めるべきことに載っておりません。ですので、設置することは決められて、名前と目的と誰が構成員で誰が招集するのかまではこの108条で規定できるんですけども、そのほかの例えばどういうふうなルールで運用していくのというのが定められないものですから、4項のところ協議の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定めるという規定がありますので、この180条の4項の規定にのっとって、運営のための今回運営規程というものを新設したいという、そういう筋道立てた感じになっております。全員協議会も同じような理屈でその108条4項の規定で、運営の要綱が議員全員協議会のほうも定まっておりますので、扱いとしては同じもので108条の関係で設置します。設置することは108条自体でできるんですけども、運営に当たって必要なことを別に定めておかなければならないので4項を使って、議員全員協議会の場合は運営要綱を定めますし、正副委員長会議の場合は運営規程を定めたいということで、今回提案ということになっているものと理解しています。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） わかりました。それで後は正副委員長会議の運営に関し必要な事項を定める、以下、委員長会議という。正副委員長会議という会議、それから公開傍聴の取扱い記録云々という項目になっているんですが、今、議長が正副委員長会議やるよっていう場合はイコール3常任委員会の正副、議運の正副範囲は、そこは特に定めがないので聞くんですが。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 必要に応じての正副委員長会議となると思いますので、事案によってはやっぱり様々あるんでそこは明確にはしておりません。議長の判断でこの委員会とこの委員会、ということになると思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかに。加藤俊郎君。

○18番（加藤俊郎君） 通年会議かな。これ施行するに当たっての一つの理由が先ほど局長が説明したようなこととか、あるいは先ほど竹花副委員長さんが言ったような、いろんな立場の方が立候補しやすいようなことにしようということもあったと思います。それでその前提条件として、前提というかなその条件として、通年会議、大体粗々でいいから予定ですから、年間の予定、議会の6月議会はこれくらい、こっからこれくらいですよとか、9月、12月、こうですよという粗々の年間予定を出してくれませんか。そうすると、先ほど橋本常任委員長が定例会議があるのは分かかって、何かを入れるっていうのはそれは駄目なんだというような趣旨のお話がありましたが、それを先に予約申込みしていたときに、後からこういう会議があるよっていうふうになると、どうすんですかという意味で言ったわけで、それでそれを防ぐためには、なるべく年間スケジュールというのが分かる範囲での議会予定っていうの配布をお願いしますって前から私はお願いしてたんですが、それが2年ぐらい前から配布されてすごい助かってます。あれをもうちょっと充実させた形で予定分かるだけいいから配布していただいたら、私の懸念がかなりとれるんじゃないのかなと思ってます。それとあわせて、議長の公務、決まってる公務については、それも同時に発表していただければ、議長はこの日はこういう会議があるから、大事な会議、あるいは市議会のほうの会議はないんだっていうのが、我々分かりますから、公務ですから発表して悪いことはないですよ。そういったこともどうか検討の上、善処をお願いしたいと思います。

す。

○議長（古舘章秀君） はい。そのほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） なければこの件についてはこれで終わります。次に令和2年度中に改正の議論が終わった了解事項等について、5番の意向について、委員長のほうから説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 続いて、これは令和2年度中に改正の議論を行ったものであります。議会運営についての了解事項について改めて皆様にこのように改正をするということを変更するということがお伝えをしたいと思います。まず（5）の議会運営委員会時の了解事項①一般質問、締切り時間、これまでもずっと今年度に入りまして、皆さんで理解をいただいております午後5時から正午に変更するということが1点。それから2点目。議案の取扱いについて。議員提出議案は意見書、請願及び陳情の取扱いと同様とすることを規定。付託による審査を考慮し、所管の正副委員長及び委員は議案の提出者賛成者となることを辞退する。（6）予算決算特別委員会運営要領として、総括質疑の締切時刻を午後5時から正午へ変更するということが、この三つをお示ししたいと思います。これについてはもう既に令和2年度中に改正の議論を行って了解を得たものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ないようですので、質疑はこれで終了いたします。なお、ただいま指摘がありました件につきましては、議会運営委員会においては、検討された上で最終案の調整を行い、私まで報告いただき関係例規集の改正を行いたいと思います。なお、議会基本条例、委員会条例、会議規則の改正につきましては、本会議での議決が必要でありますので、6月4日の定例会議最終日に議会運営委員会から発議案として付託を省略して審査することとしたいと思いますが、皆様異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異議なしと認めます。なければこの件についてはこれで終わります。そのほか皆様から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ないようですので、これをもって議員全員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時57分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀